

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見  
 第7章 検討結果  
 第4節 補償措置の方法について

意見	個人／団体名
<p>仮に補償の必要性があるとして」と前置きして、あたかも補償金制度を残すことが前提であるかのように議論が進められている点にやや違和感が残るが、それを前提としつつ、内容につき次のとおり意見を述べる。</p> <p>「2権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応」(p.124～)の項には、契約に対応を委ねることについてやや否定的な記述がなされている。しかしながら、全面的に契約に委ねるべきというは言い過ぎだとしても、契約で委ねられる部分は契約に委ね、それでも十分でない部分は補償金で解決を図るという制度設計もありうるはずである。ビジネスの場においては、むしろそのような契約の中で問題を解決することが現実的であることも多い。したがって、契約による対応についての否定的な見解をもって一方の制度を支持する記述には、いささか抵抗感を感じる。</p>	<p>日本知的財産協会</p>
<p>補償措置の方法は、権利者、クリエイターに不利益にならない方法を望む。</p>	<p>映像対策会議（協同組合 日本俳優連合 有限責任 中間法人日本芸能マネー ジメント事業者協会 社団 法人日本劇団協議会）</p>
<p>権利者への補償措置は、補償金制度により対応することが適当であると思います。</p> <p>補償金制度は、私的領域におけるユーザーの利便性の確保と、権利者の保護との間を調整する方法として今もって優れた方法であり、かつリーズナブルな制度であると考えます。また、私的な複製に使われる機器、媒体を販売することで利益を上げる機器等の製造業者等が関与しないような制度設計はあり得ないことから、アの「録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計」とすることが妥当であると思います。</p>	<p>演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest</p>
<p>権利者への補償措置は、補償金制度により対応することが適当であると思います。</p> <p>補償金制度は、私的領域におけるユーザーの利便性の確保と、権利者の保護との間を調整する方法として今もって優れた方法であり、かつリーズナブルな制度であると考えます。また、私的な複製に使われる機器、媒体を販売することで利益を上げる機器等の製造業者等が関与しないような制度設計はあり得ないことから、アの「録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計」とすることが妥当であると思います。</p>	<p>演奏家団体 パブリックイ ンサード会</p>
<p>『該当ページ及び項目名』123ページ～第7章第4節 補償措置の方法について 1 補償金制度による対応</p> <p>権利者への補償措置は、補償金制度により対応することが適当である。</p> <p>補償金制度は、私的領域におけるユーザーの利便性の確保と、権利者の保護との間を調整する方法として今もって優れた方法であり、かつリーズナブルな制度であると考えます。また、私的な複製に供される機器、媒体を販売することで利益を上げる機器等の製造業者等が関与しない制度設計はあり得ないことから、アの「録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計」とすることが妥当である。</p>	<p>社団法人日本芸能実演家 団体協議会・実演家著作 隣接権センター(CPRA)</p>
<p>『該当ページ及び項目名』123ページ～第7章第4節 補償措置の方法について 1 権利者と録音源・録画提供者との契約による対応</p> <p>アからエまでの問題点が述べられている通り、現実性のある選択肢ではないと思われる。また小委員会においても、これを積極的に支持しようとする意見はなかった。</p>	
<p>製造業者等の一定の責任の下で、消費者が文化を享受する機会を確保しつつ、権利者の経済的不利益を解消する、との観点から、「録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計」に基づき、補償金制度によって解決を図ることが最も適切であるとする。</p>	<p>社団法人日本音楽著作権 協会</p>
<p>補償措置の方法としては、従来通り補償金制度による対応がふさわしいと考える。また、録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計に賛成する。ただし、現行制度の中では、その機能が十分に果たされていない部分もあり、メーカーが支払義務者として責任を負ったり、料率制を定額制に変更するなど、制度設計を変える必要がある。</p>	<p>社団法人日本音楽事業者 協会</p>
<p>権利者への補償措置は、補償金制度により対応することが適当である。補償金制度は、私的領域におけるユーザーの利便性の確保と、権利者の保護との間を調整する方法として優れた方法であり、かつリーズナブルな制度であるとする。また、私的な複製に供される機器、媒体を販売することで利益を上げる機器等の製造業者等が関与しない制度設計はあり得ないことから、アの「録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計」とすることが妥当であるとする。</p>	<p>社団法人音楽制作者連盟</p>
<p>補償措置の方法としては、「中間整理」に「世界に例のない制度」として録音源・録画源の提供に着目した制度設計についても触れられていますが、現在行われている録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した方法から変更しなければならないほどの理由は見出しがたいと思われます。</p>	<p>社団法人音楽出版社協会</p>
<p>補償金制度による対応と契約による対応を挙げた上で、契約に委ねることによる否定的見解が記載されているが、契約に委ねられるところについては委ね、仮にそれでは不十分という場合には補償金制度による解決ということもありうるものであるから、全面的に契約に委ねることには問題があるとしても、契約による解決を否定する理由とはならないはずである。</p>	<p>社団法人 電子情報技術 産業協会</p>
<p>■123ページ～125ページ「第4節 補償措置の方法について」      ※この項目について私たちは「議論が尽くされていない」とする意見を提出いたします。理由は下記の通りです。      ○利用者観点からの問題点の分析がない      「1.補償金制度による対応」「2.権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応」いずれについても、利用者観点からの問題点の分析がなく、議論が尽くされているといえないと考えます。</p>	<p>インターネット先進ユー ザーの会 (MIAU)</p>

<p>補償措置の方法としては、「中間整理」に「世界に例のない制度」として録音源・録画源の提供に着目した制度設計についても触れられていますが、現在行われている録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した方法から変更しなければならないほどの理由は見出しがたいと思われます。</p>	株式会社セブンシーズ ミュージック
<p>■123ページ▽125ページ「第4節 補償措置の方法について」 ※この項目について私たちは「議論が尽くされていない」とする意見を提出する。 ○利用者観点からの問題点の分析がない 「1.補償金制度による対応」「2.権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応」いずれについても、利用者観点からの問題の分析がなく、議論が尽くされているといえないと考える。</p>	ロージナ茶会
<p>「仮に補償の必要性があるとして」として補償措置を議論していますが、そもそもその前に「平成18年1月の文化審議会著作権分科会報告書において、私的録音録画補償金制度の抜本的見直しが提言され、私的録音録画小委員会は、このような経緯により組織された」のですから、補償金が必要なかどうかという抜本的な見直しをすべきであって、仮の話はすべきではないと考えます。まずは、廃止を含めた補償金の必要性を議論して結論を出すべきではないでしょうか。</p>	個人
<p>意見等 議論が全く尽くされていないのに「仮に補償の必要性があるとして、」と書いてはあるが、「補償金ありき」で整理されている。「補償の必要性があるかどうか？」を議論してからでないと、この章は成立しないのであるから、中間整理からは削除されるのが適切、ないし、ユーザー（視聴者）視点での議論を加味し、この節の内容について議論をつくり、「仮に補償の必要性があるとして、」の一文を削除しての記述 とされることを希望します。</p>	個人
<p>「補償の必要性」には大きな疑問があるため、補償の必要性を前提として具体的方法を議論することにそもそも反対です。この内容には、補償の必要性があることを既成事実化しようとしている意図を感じます。このような権利者側からの一方的な視点での評価で補償範囲拡大を決めようとするには反対です。</p>	個人
<p>P124にある、「補償金制度だけに固執せず、権利者と著作物等の提供者との契約によって解決する方策を関係者は追求すべき」という意見に賛成です。  現状では課題も多いですが、P120のイに示されている著作権保護技術の選択肢を増やすと共に、上記2の制度と組み合わせ、契約による対価の支払い比率を増やすと良いと思います。</p>	個人
<p>この項目に反対である。利用者は私的録音録画補償金を払っているにも関わらず、著作権保護技術によって私的録音録画を阻害、禁止されている。これでは利用者は私的録音録画補償を支払う意味がない。</p>	個人
<p>現在の補償金制度の仕組みは、実質的に、デジタル方式の私的録音録画によって権利者の被る間接的損失を、同じくデジタル方式の私的録音録画によって録音録画機器製造者の得る間接的利益によって補填する便宜的制度と理解しております。私的録音録画自体は、法30条によって認められた利用であり、そのうちデジタル方式による私的録音録画が行われる実態があれば補償金が支払われ、利用者のデジタル方式による私的録音録画の量が増えれば補償金の額が増え、デジタル方式による私的録音録画の量が減れば補償金の額も減るというように、実際に行われているデジタル方式による私的録音録画の量と、おおむね連動しているという点で、方法としては、他の方法よりも優れていると考えます。 ただ、今は、支払い義務者を利用者としていることにより、法30条によって認められた私的利用としてのデジタル方式の録音録画が、あたかも権利者の許諾によって行われているような錯覚と混同を生じさせており、一部の「権利者」が、「補償金」ではなく「使用料」を請求するためか、デジタル方式の私的録音録画ばかりか、私的使用全体を直接監視したり、コントロールしようとする傾向を生じさせており、利用者が著作物を享受する環境を損なっているため、支払い義務者については、機器製造者に変更する必要があると考えております。 もともと補償金制度は、利用者の個々の利用行為に対応させて考えることには無理がある仕組みと考えておりますので、この点でも、支払い義務者については、機器製造者に変更するのが適当ではないかと考えております。  以上のとおりこの項についての意見を述べましたので、よろしくお願ひします。</p>	個人
<p>補償金制度に関して、123ページ「ア」の制度(現行制度)のままでは、補償金が正しく権利者へ分配できない問題や私的録音録画しない消費者の経済的損失の問題がまったく解決できない。現行制度はただちに中止するべきである。「イ」の提供源に注目した制度に変えるべきだと考える。</p>	個人
<p>補償措置の方法としては、「中間整理」に「世界に例のない制度」として録音源・録画源の提供に着目した制度設計についても触れられていますが、現在行われている録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した方法から変更しなければならないほどの理由は見出しがたいと思われます。</p>	個人
<p>補償措置の方法としては、補償金制度による対応・録音機器・記録媒体の提供に着目した方がいいと思われます。</p>	個人

<p>「123ページ～、第7章第4節 補償措置の方法について」に対する意見：      そもそも制度の廃止も含めて検討されるとされている中、補償の必要性についてすら明確に整理できていないところで、補償措置の方法について検討することは妥当でない。補償の必要性についてきちんと明確に整理できるまでは、現行制度の方法を変更するべきではない。      本来ならば、最終報告に当たっては、これ以降の全ての記載を削除するべきであると考え、特に削除されるべき事実誤認に基づく記載、あるいは不合理な記載を以下に指摘しておく。      ・123ページで、機器媒体への課金を補償金制度を採用している全ての国と同様の制度としているが、欧州消費者組合の意見書の第3ページに書かれているように、ノルウェーでは税金により著作権者への補償を行っており、このような記載は修正されるべきである。      ・124ページで、「録音録画源に注目すると、私的録音録画の可能性を一切無視して補償金を徴収することになることなど、制度の不合理性が目立つ制度にならざるをえず、仮に補償金制度を導入するとすれば、アの制度が適当であるとする意見が大勢であった。」としているが、録音録画機器に課金するとしても、iPod含め汎用録音録画機器を対象を拡大するとすれば、補償が必要な私的録音録画の可能性を無視して補償金を徴収することになることは全く同じことになるので、このような記載は妥当でない。削除されるべきと思われるが、強いて言うなら、この記載は「仮に補償金制度を維持するとすれば、分離型専用機器を対象とする現行の制度を維持することが適当であるとする意見が大勢であった。」とするべきである。      ・125ページで、「民間同士の契約に任せても、利用者から料金等を徴収している場合は、録音録画機器を有しない人も事実上その経費を負担することになること、第30条が改正され無許諾無償の録音録画が再び認められるようになったのに事実上録音録画の対価が徴収されることについて、利用者の納得が得られるかどうか疑問が残る。」としているが、これは法律屋の論理であって、一般国民のコンセンサスからは乖離している。      例えば、CDを買うとき、私的複製も含めて音楽を個人的に楽しむ権利を買っている普通のユーザーは認識しているのであり、単なるプラスチェックのアルミ板を買っているなど思っている一般ユーザーは恐らく一人もいないということも、法律屋はもっと認識するべきである。解釈によっても良いし、立法によっても良いが、このような本当のコンセンサスと法律を合わせることで、本来の法律屋の職務であろう。このような理屈は本末転倒も良いところである。      ・125ページで、コンテンツホルダーである以外の権利者について述べているが、そもそもコンテンツホルダー以外の権利者とは一体何者なのか不明である。また、権利を持っている者以外の者に対して何か補償するべきことがあるというも理解不能である。</p>	個人
<p>(2)「126ページ～142ページ 第7章第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について」      ほとんど気にならない金額程度で今まで通りのデジタル音楽ライフが送れるのならよいと思います。      ただ、徴収方法についてはあまり負担感のないような方法(i-Podの売価に含めるとか)にしてほしいと思います。</p>	個人
<p>(4)の項目      私は「反対」する。      理由：個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)を、追及すべきである。また、前述の(1)と(2)の項目の、基本的視点の記載内容に逆行する内容となっている。      さらに、この文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会中間整理には、著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案として、以下の記載がある。      イ 著作権保護技術の内容について権利者の選択肢が広がり、コンテンツごとに関係権利者の総意として権利者側が選択権を行使できるようになり、そのような実態が普及したとき(権利者がその意思に基づき私的録音録画をコントロールできる場合には、その結果として生じた録音録画は権利者にとって不利益を生じさせないため)(120頁)。      ウ 著作権保護技術と契約の組み合わせにより、利用者の便を損なうことなく個別徴収が可能となり、そのような実態が普及したとき(録音録画の対価を確保できる状況となるため)(121頁)。      この記載内容に従うのであれば、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)を、追及すべきである。      そもそも、著作権は、私人に属する私権であるため、私的自治の原則が適用され、権利行使するか否かまた権利行使の内容は、各著作権者の自由意志に任せるべきである。よって、保証金制度で一律に損失補填を行なうことは、各著作権者の自由意志が反映されず、私的自治の原則に反する最悪の方策であると言わざるを得ない。      それでは、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)として、以下のものを紹介する。</p> <p>(i) グーグルが開発したYouTube映像IDシステム  <a href="http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20358807,00.htm">http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20358807,00.htm</a>      この技術の特徴は、次の点である。      a コンテンツ所有者が自分の自由意志により、デジタルコンテンツのコピーを他者がアップロードするのをブロックするか、許容するか、広告付きで許容するかを、選択指定できる点。      b 宣伝広告付きでアップロードを許容した場合には、広告料がコンテンツ所有者に入る点。      これによって、権利行使に際しての著作権者の自由意志が反映される。また、広告収入により、権利者の経済的損失の補填が可能になるばかりでなく、広告付きアップロード許諾により、著作物の利用の円滑化も達成でき、文化の発展に寄与するという、法目的(著作権法第1条)に合致する。</p> <p>(ii) 小額決済技術      現在実用化されている小額決済技術として、次のものがある。      ■「TSM(トツパン・セキュア・モール)」      凸版印刷が運営している「Cyber Publishing Japan」の中から派生して、電子商取引専門のサイトとして独立したサイト。TSMでは基本的技術としてSSLと呼ばれる方法を利用している。      ■「BitCash」      「BitCash」は、書店などで販売しているインターネットの小額決済用プリペイドカード。インターネット上のデジタルコンテンツなどが買える。      ■「アコシス」      消費者金融のアコムが行なっているインターネット上のオンライン決済サービス。商品購入の申込や与信、利用明細の通知といった、クレジットカードで行なわれる一連の確認作業を、アコムがインターネットで行なう。      ■「First Virtual Internet Payment System(ファーストバーチャル)」      暗号化などを行わず、日常的に使っているインターネットと電話を利用して安全性を確立した決済システム。      ■「QQQ Members Commerce System(サンキューシステム)」      プリペイド式の小額決済とクレジットカード決済を併用したシステム「QQQ Members Commerce System(サンキューシステム)」。      中でも、プリペイド式に焦点を当てている。</p>	個人

<p>■「CyberCash(サイバーキャッシュ)」 米商CyberCash社のクレジット決済手段「CyberCash」と、プリペイド型の小額決済手段「CyberCoin」がある。</p> <p>■「Smash(スマッシュ)」 So-netが行なっているクレジットカードをあらかじめ登録しておくことによって不正利用を防止する、カード決済サービス。</p> <p>■「P-Click(ピークリック)」 利用者の本人確認に電子証明書を使った決済手段。</p> <p>■「コンビニ収納代行システム」 商品の代金をコンビニエンスストアで支払えるウェルネットの「コンビニ収納代行システム」。</p> <p>■「Web Money」 プリペイドカードでデジタルコンテンツや商品を購入できる。</p> <p>■「Cyber Chip System(サイバーチップシステム)」 インターネット上でショッピングの支払いと個人間の譲渡ができるプリペイド式の仮想通貨システム。</p> <p>■「SET」 インターネット上でも安心してクレジットカードを利用するための規格。</p> <p>(iii) 結論 YouTube映像IDシステムに前述の小額決済技術を組み合わせることにより、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することが可能となる。</p>	
<p>「権利者と著作物等の提供者との契約に委ねることによってこの問題を全面的に解決できるかについては課題が多い(P.125)」として「民間契約には任せられない」とするならば、【P.106 第7章第2節 2-(2)-①】で「現状においても(中略)権利者が著作物等の提供者と契約をし、(中略)利用者の録音録画を管理することが可能」としていることと矛盾していると思います。また、それを受けた【P.108 第7章第2節 2-(2)-②-a-】で「一定の管理の下で私的録音録画が許容されており、(中略)契約による解決に委ねる趣旨から第30条から除外するのが適当」としていることも矛盾していると思います。民間契約で対応できるのではないかと思います。</p>	個人
<p>「中間整理」に「世界に例のない制度」として録音源・録画源の提供に着目した制度設計について触れられていますが、現在行われている録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した方法から変更しなければならない理由が見当たりません。</p>	個人
<p>■123ページ～125ページ「第4節 補償措置の方法について」 ※この項目について私たちは「議論が尽くされていない」とする意見を提出いたします。理由は下記の通りです。 ○利用者観点からの問題点の分析がない 「1.補償金制度による対応」「2.権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応」いずれについても、利用者観点からの問題の分析がなく、議論が尽くされているといえないと考えます。</p>	個人(同旨16件)
<p>●123ページ 第4節について &lt;意見&gt; 冒頭に、「仮に補償の必要性があるとして、」とありますが、「抜本的見直し」をすることが目的であるので、必要性の議論を詰めてから補償金の方法論に移行すべきと考えます。</p>	個人
<p>●123ページの「第7章、第4節 補償措置の方法について」の項目について 補償措置については可能な限り消費者に負担にならない方法を取るべき。 消費者に負担になる方法を取るのであれば明確な補償金返金制度を設けるべき。 明確な返金制度の無い状態で権利者が補償金を要求することは絶対に消費者の理解を得られない。</p>	個人
<p>●P123 1 補償金制度による対応 イの制度の問題点だけ説明し、アの制度の問題点を書かないのは不公平である。</p>	個人
<p>○補償金の必要性があるとした仮定による議論方法についての疑問 この項目では、補償金の必要性があると仮定して議論していますが、これには重大な問題あると考えます。例えば、「積極的に契約しようとするインセンティブに欠ける」という点がありますが、これは補償金制度があるからインセンティブに欠けるのであって、例えば、補償金制度が存在しなければ、インセンティブが上がることは容易に予想できます。このように、補償金の必要性があるという仮定をおいた議論からの結論には大きな疑問が残ります。さらに、補償金制度を導入している国は数ヶ国しか存在しておらず、ほとんどの国では導入されていないため、補償金制度は非常に珍しい制度と言えます。諸外国の状況から判断する限り、そもそも補償金制度が日本で必要かどうかを逐一議論すべきだと思います。</p> <p>○「権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応」への問題点への疑問 課題イに「民間同士の契約に任せると権利者の要求が実現できるかどうか疑わしい」とありますが、私的録音による経済的不利益がどれだけ存在するのかが経済原理を元に決まるのであって、もし契約により要求が実現できないのであれば、経済的不利益はないものと判断すべきで、経済的不利益がないのに補償を要求することはできないと考えべきです。 課題ウはそもそも経済的不利益を権利者へ補償すること自体の必要性に対する問題を示しています。本問題点の議論としては不適切です。</p>	個人
<p>126ページの「1対象機器・記録媒体の範囲」の項目 ※この項目について、私は意見を提出する。詳細は下記の通り。 ○無制限に補償金を定めることに反対 録音録画の可能性が少しでもあるもの全てから取るのはよくない。これからはIT化が進み、「録画することが出来なくもない」ようなものは増えていくと思われる。携帯電話登場時に携帯電話で録画が可能になると考えた人はいなかった。また、そうした本来の機能でなく録音録画機能を有しているもので録音録画するのは全体としてかなり少数であり、その機能を使用していない他の利用者からも補償金を取るのは理解が得られるとは思えない。パソコンや携帯電話を補償金の対象にするのならそれらによる録音録画がどの程度普及した状況にあるのかをまず調べるべき。</p>	個人

<p>2-4. 補償措置の方法について(第4節関係)(P123) ではどこから徴収するか？</p> <p>著作物を私的複製する事に対しての制度であるので、著作物そのものに補償金を上乗せするのが最適であると考えます。</p> <p>つまり販売価格に補償金を含める事によって「補償金を払った事により私的複製出来る権利」も付与して販売(もしくはレンタル)するのである。 (※DRMなどのコピー防止技術が施されている物は上乗せしない) この考えは以下の例を参照して頂きたい。</p> <p>例えばAさんが買ったCDを友人Bさんに貸したとして、今まではBさんが、コピーしようとして用意したCD-Rに補償金が掛かっていたが、Aさんが「貸した」からコピー出来た訳で、貸さなかったらそもそもコピー出来ないのである。 次にAさんがコピーしてBさんにあげた場合。 これも同じでAさんがオリジナルを持っていたからこそコピー出来た訳である。 Aさんから借りてコピーしたCDを、BさんがCさんにコピーして渡した(もしくはCさんがコピーした)場合。 これもAさんのオリジナル版があったからこそ出来た事である。</p> <p>つまり私的複製を(子コピーや孫コピーに関わらず)可能にしているのはAさんなのであるが、「CDそのものに補償金を上乗せして販売した場合」で考えると、AさんはCDを所有していると同時に「補償金によりコピーする権利」も所有しているのである。 孫コピーについても、不特定のコピー数を推測して算出された補償金額を含めて上乗せすれば良い。 (中間整理レポート前半の統計から推測出来る) つまり借りた側に補償金を請求するのではなく、貸した側にコピーする権利を与えて販売と同時に補償金を徴収したほうが道理が行くのであり、その論理に問題は無いと思う。 (ここで「コピーを可能にしているのは著作権者である」という意見が出そうだが、それを言ってしまうと著作権管理団体が自分の首を締める事になる。著作権者が補償金を払うのか?)</p> <p>要点は「補償金を払った事により私的使用でコピー出来る権利」である。これをちゃんと「権利」として確立すべきである。</p> <p>そしてこの論理はそのままネット上の問題にも反映出来る。 さて著作物に補償金をいくら上乗せするかであるが、私はこの方面には疎いので専門家の方が考えればもっと良い案はいくらでも出ると思うが、一つ例を挙げるならば、その著作権者の過去の著作物の売り上げおよび私的に複製されたであろう数(つまり人気の度合い)から、新作の複製されるであろう数や確率を想定して算出する等。</p>	個人
<p>2-4. 補償措置の方法について(第4節関係)</p> <p>この項目は権利者の方々が、色々と目をつぶらざるうえない現状を多く含んでいると思います。</p> <p>(1)補償金制度による対応について の制度については私も賛成で、多くの権利者、事業者共々賛成されるのではと考えます。 が、現状の諸々の問題を打開するには、の制度は絶対に必要だと思います。 なぜなら、の「録音源・録画源を提供しないことによって生まれるあいまいさ」をうまく活用して利益を増やす事業者(著作物の提供者など)、が常識とされているからです。 だけを導入する事に賛成の方々は、やはりまで導入されると何かと不都合が生じるのだと思われまます。(現状で、うやむやに出来ていた事がはっきりしてしまう)などこの今の時期に「私的録音録画問題の本質を根本から見直す」事をしないと、また新たな不透明な部分を活用して組織主導で管理される、保守的な文化形態が誕生するのでは!?</p> <p>(2)権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応について 多くの著作物の提供者は、「契約交渉そのものを煙たがる」傾向にあると思います。(もちろんそうでない提供者の方も多くいらっしゃると思いますが) 強者、弱者という構図がはっきりと出来上がっていて、多くの場合権利者が弱者であると考えます。(泣き寝入り)「民間同士の契約関係に全面的に委ねる」とすると、きちんと契約が行われているかどうかを確かめる事が出来る条文、又は機関が必要だと思えます。</p> <p>このような現状を踏まえた上で、後述の「2-5.(5)その他の点の見直し」にもありますが、透明性を高めて、法律によって権利者を守る必要性を感じます。 (1)「録音源・録画源を提供という行為に着目した制度設計」が、そのままあいまいな場合は、やはり権利者は泣き寝入りするケースが多いのではないのでしょうか。</p>	個人
<p>イ 録音源・録画源の提供に着目した制度設計について「私的録音録画問題の本質を根本から見直す必要が生じる。また、録音録画機器を所有していない者からも事実上補償金を徴収することになること、対象機器の決定の論点は解消されるが、私的録音録画の可能性を一切無視して補償金を徴収することになることなど、制度の不合理性が目立つ制度にならざるをえず」と安直に否定しているが、私的録音録画問題の本質を根本から見直す必要があるのはすでに当然の事実でありまったく不合理なこととは考えられない。</p> <p>また、「録音録画機器を所有していない者からも事実上補償金を徴収する」から「私的録音録画の可能性を一切無視して補償金を徴収する」ことあたり不合理であるとする事は、CD等の複製は容易に必要な機器が広く普及していること、再生と複製は難しさに通常差が無いこと、一般的データと同じであることを考えれば、不当な主張であると考えます。そもそも再生機器を持たない人が購入することは想定されない。</p> <p>「私的録音録画の可能性を一切無視して補償金を徴収する」というより単に私的録音録画の可能性に対して金銭を徴収するという理解でよい。</p> <p>私的録音をしない契約を結ぶ人にはその金額を除いて提供することも可能かもしれないが、それは、個別の著作物において決定されればよいことである。</p> <p>最終的にCD等の売り上げにもとづいて配分するようなお金を別の商品の販売代金から間接的に回収して配分する複雑な組織の存在を認めるよりは、販売時にセット販売にするほうがシンプルな制度であるのは自明であり、いたずらに複雑な補償金配分システムを作ることは経済的合理性も無く、文化の発展に寄与しないと考える。</p>	個人

<p>コピー9回、いわゆる「ダビング10」のルールは、あくまでも「当面の改善策」であるとの認識は、関係者間で共有していただければと思います。これはまったく根本的な解決ではなく、権利者もメーカーも利用者も幸せになりません。拙速な結論や乱暴な議論は望ましいものではありませんが、他方、この「当面の改善策」のままではユーザは録画機器を買い控えるでしょう。私は買い控えます。これもまた、大変不幸な状況です。このような状況を長引かせるべきではありません。そもそも、このように国民の大多数に影響する事項が、実態の不明な民間の組織内で密室的に決定されている事態そのものが問題と言えます。開かれた中立的な機関で、ユーザを交えて検討が行われることを強く希望します。</p>	個人
<p>ページ 全般</p> <p>意見等 私的録画補償金の対象機器と対象メディアについて、見直すべきと考えるが、中間整理で触れられていない。理由 P143からの「参考資料1」を見ると、諸外国においては、機器に補償金を掛けるのではなく、メディアのみに補償金を掛けている国が多いと考える。これであれば、複製の数に比例して補償金が支払われる訳であるから、ダビング10になったら10倍の権利侵害であるとの主張も解決される。私的録音・録画補償金は機器への課金を止め、メディアのみで補償できる様に、再設計すべきである。合わせて、テレビ番組の録画にはほとんど使われない、DVCRへの課金は中止すべきである。</p> <p>権利者側は、パソコンにも私的録画補償金を掛けよと主張しておられる様であるが、これでは、事業会社向けのテレビ受信機能を持たないパソコンまで私的録画録音補償金の対象になってしまう。パソコン本体ではなく、テレビ録画機能を提供するソフトへの課金を考えてはどうか?」などの議論をすべきである。</p>	個人
<p>ロ・補償措置の方法(123ページ)</p> <p>メーカーがDRMに拘るのは、商機拡大のためにほかならない。DRMで解決を果たすには、著作権管理信号を埋め込み、これを認識する機能が不可欠であるから、強い強制力をもって、録音源録画源あるいは機器等に措置させることが必要になる。そうなればメーカーの商機拡大に繋がるが、自らそれを主張すれば消費者と対立することになるので何年も煙に巻いたような主張をしている。それ以上に、メーカーにとっては今の議論を延ばせば延ばすほど痛みを伴わずに利益が拡大する好都合がある。だから税金を無駄遣いしてエゴを貫いているのだ。そこまでしてメーカーを儲けさせなくても補償金制度で解決すれば十分である。我々消費者にとって自由にコピーできることは大きい。コピーのたびにいちいちお金をとられるのはイヤだし割高感もある。万が一、DRMになってメーカーやコンテンツホルダーにプライバシーを覗かれ、これが漏えいされるとなったら大問題だ。クリエイターが補償金で良いと言っているうちに、いい加減に結論を出すべきだ。</p>	個人
<p>わずかな負担であれば私的録音録画補償金もありだと思いますが、問題はどのようにそのお金を徴収するからです。不公平が生じるかもしれませんが、商品を購入するときにある一定の額を課する方法しかないように思います。(私的録音録画をしない人がいたとしても)</p>	個人
<p>意見 同制度の存続とすべてのデジタル・デバイスに補償金を賦課することに賛成である。著作物の権利者は単に権利を困いその利用によって生じる利益をいたずらに貪っているのではない。その権利物を創造し広範に利用されるため、即ちヒットさせるための人的・金銭的なあらゆる努力がその背景にある。またアーティストも同様な努力を日夜なしている。それらのコストを合理的に、且つ常識の範囲で消費者が広く負担することで、かろうじて権利者の極めて薄い利益の確保がなされ、次の著作物の創造へと循環している。その状況の中、HDD、携帯プレイヤーの目的の主たる部分が著作物の複製であるので、その機器の利用に小額且つ広範な金銭負担なくしては音楽の創造を否定することに等しいからである。</p>	個人
<p>意見 諸外国で採用されている「録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計」が適切であると思います。「何を複製するか」ではなく「何で複製するか」が重要である。「される側」でなく「する側」が補償するべきである。「複製するもの」によって補償金額も変動するものである、大量複製が可能な機器・記録媒体は補償金も高額とならざるを得ない。</p>	個人
<p>現在行われている録音録画機器・記録媒体の提供という方法を変更したほうが良いと思うほどの方法はほかに思い当たりません。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度について、本年10月12日に自由民主党本部で開催された同党知的財産戦略調査会において内閣官房知的財産戦略推進事務局が配布した文書「平成20年度知的財産関連予算の概算要求等の概要」で「検討中の法案」として「〇著作権法の一部改正(私的録音録画補償金制度見直し等)」と記載されていることが、中間整理で議論を継続する旨が記述されているか否かに関わらず著作権法第30条2項については来年度の通常国会で改正案を提出することが内閣官房知的財産戦略推進事務局と文化庁の間で合意されているのではないかと一部で指摘されているが、それが事実であるとすれば余りにも審議会を軽視した姿勢ではないかとの批判が生じることも予想されるものであり、この点について分科会場で事務局より公式に説明を行うべきであると考えます。</p>	個人
<p>反対。私的複製に対し補償を要する事が社会的に合意に至っているとは言い難く、まだ具体的な方法を議論する段階には無いと考える。</p>	個人
<p>反対します。いずれの項目についても、利用者観点からの問題の分析が成されているとは到底言い難く、これを以って結論とするのは誤りです。この件はこれから議論を尽くすべき事柄です。</p>	個人

<p>補償金がアーティスト(や権利者)に還元されているということを知るまでは、一消費者としてなくなればいいのに、と思っていたかもしれませんが、好きなアーティストがいます。その人たちを応援する意味でも、補償金はソフトではなく録音録画機器(購入時)にかけるべきだと思います。音楽や映像をもっとフリー(自由)に楽しみたいです。そしてたくさんアーティストの、いろいろな表情を知る媒体や機会をもっと増えたいと思います。</p>	個人
<p>補償金の適正な値段については、設定が難しいと思うが、必ず課すべきだと思う。補償金課金が、適正だと思う。</p>	個人
<p>補償金制度は分配が正しく為されているのか不明瞭ですが、作家の権利を守るため、致し方ない制度のように思います。1回1回のコピーの都度補償金を支払うのは非現実的ですし、私的複製の自由が制限されるのも窮屈に思うので、現状の補償金制度を維持しつつ、利用の実態に即して対象機器を選定することが現実的ではないかと思えます。ユーザーとしては、利便性が損なわれなければ良いと考えています。</p>	個人
<p>第1章2節3の保証金制度であるが、現状のまま商品の代金に保証金を組み入れることが望ましいと思う。何故なら、大多数の人は何も知らないままDVD-RAMなどのディスクを購入し、DVDレコーダーなどの機器を用いてダビングや録画の利用をしようとする人も出てくるだろうし、極端な人はそれをきっかけにDVDやビデオを全てレンタルで済ませようとする人も出てくるかもしれない。そうすると、DVDやビデオの製作会社にとっては痛手になると予測されるからである。</p>	個人
<p>補償金制度については、いつ誰がコピーを作ったかの判断が難しい時代に作られたルールであると認識している。現在はさまざまな著作権保護機能を使うことで、そのコピーの出所を特定して適正に利用料金を徴収できる技術は確立していると思う。コピーをする行為に課金できないためにメディアに課していた補償金をコピーという行為自体に課金するように変えて欲しいと思う。</p>	個人
<p>CDのような有形の媒体については個々に課金することも容易であると思いますが、iPodをはじめとする携帯端末では、簡単に楽曲をダウンロードまたはコピーができることでもあり、そのたびに課金することは現実的でないと思われれます。保証金をかける機器の範囲は十分に検討していただきたいと思いますが、音楽著作権を守る意味では保証金制度を適用することは一番有効な手段ではないかと思えます。</p>	個人
<p>予め補償金として機器に課金する制度は、納得性も有り有効だと思う。ただ、ハードのスペック向上が速い今日において、コピーは日常的になっているしコピー回数も飛躍的に増えていることから、課金のボリュームも見直し(増やす)ても良いのでは・・・と思う。</p>	個人